

図9 問4 2) 評価活動を設置する場合、どのような取組みが必要だと思いますか

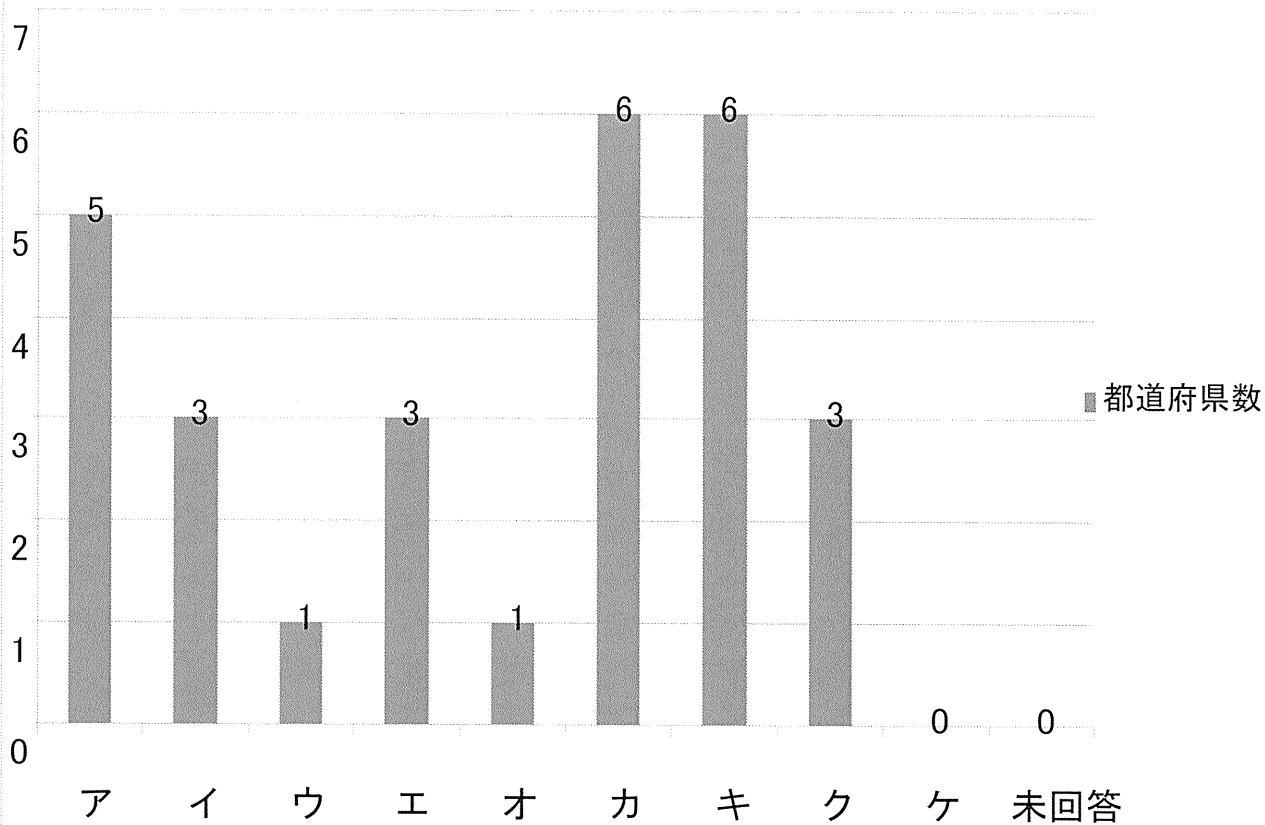


図10 地域問2 設置年度の推移

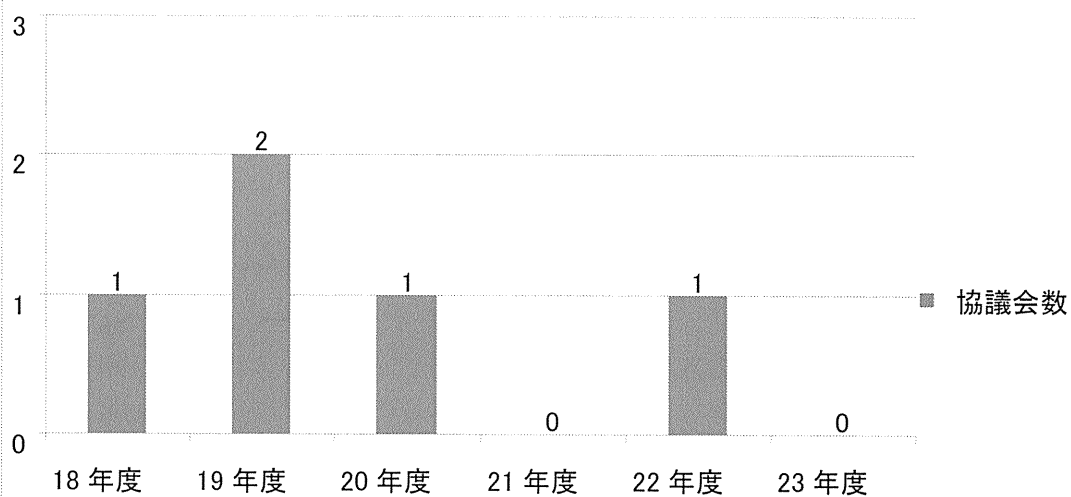


図11 地域問2 評価活動構成人数

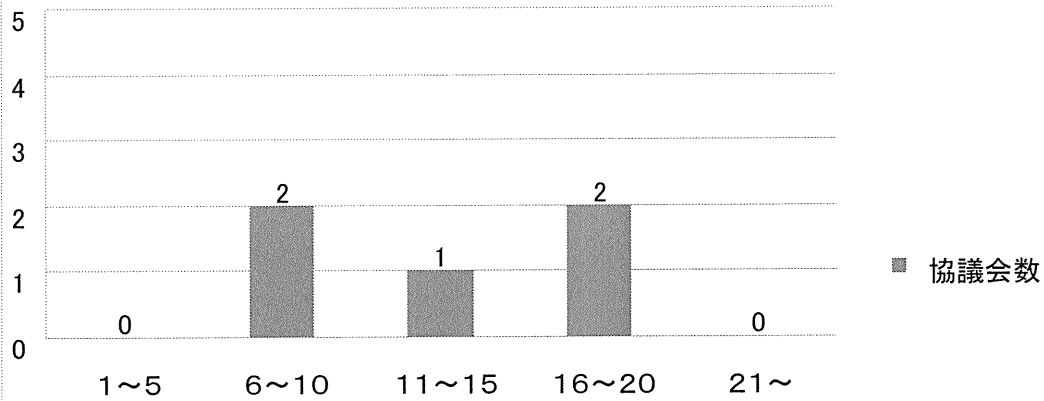


図12 地域問2 構成メンバーの職種

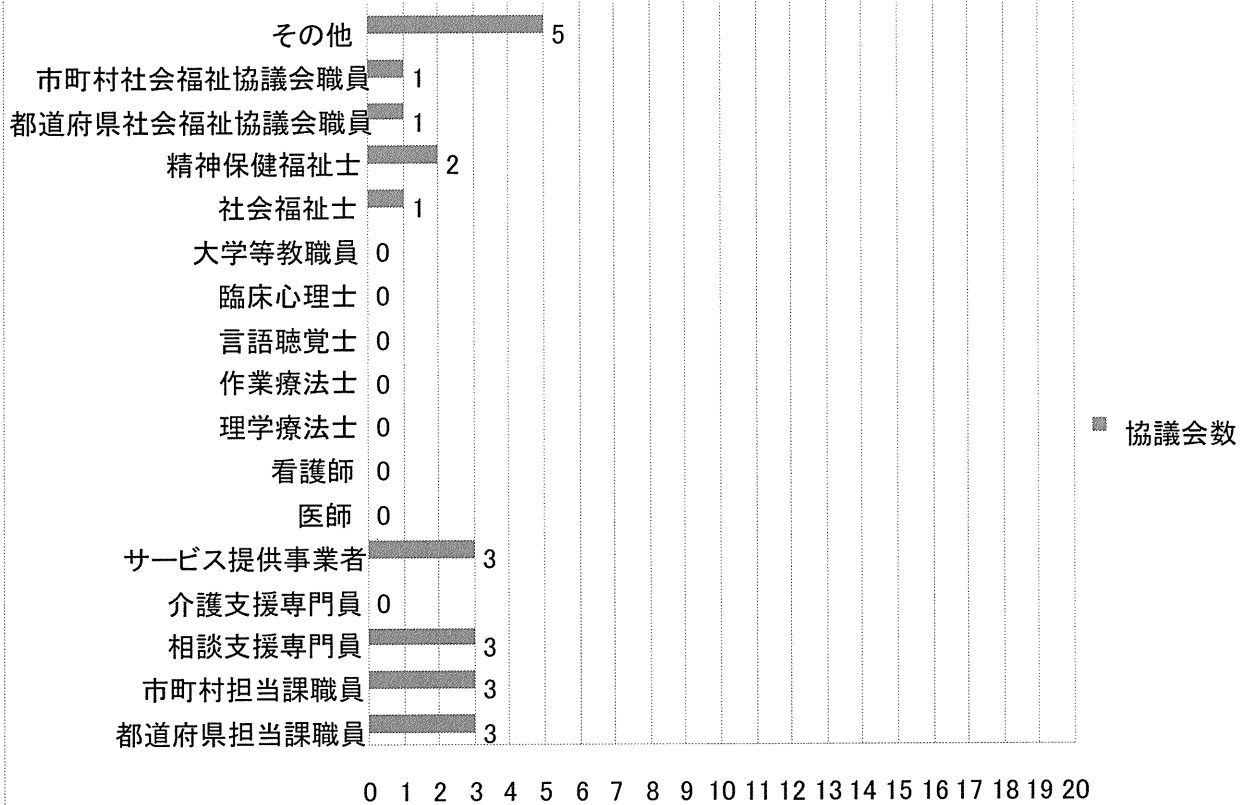


図13 地域問2 23年度の評価活動の開催予定回数

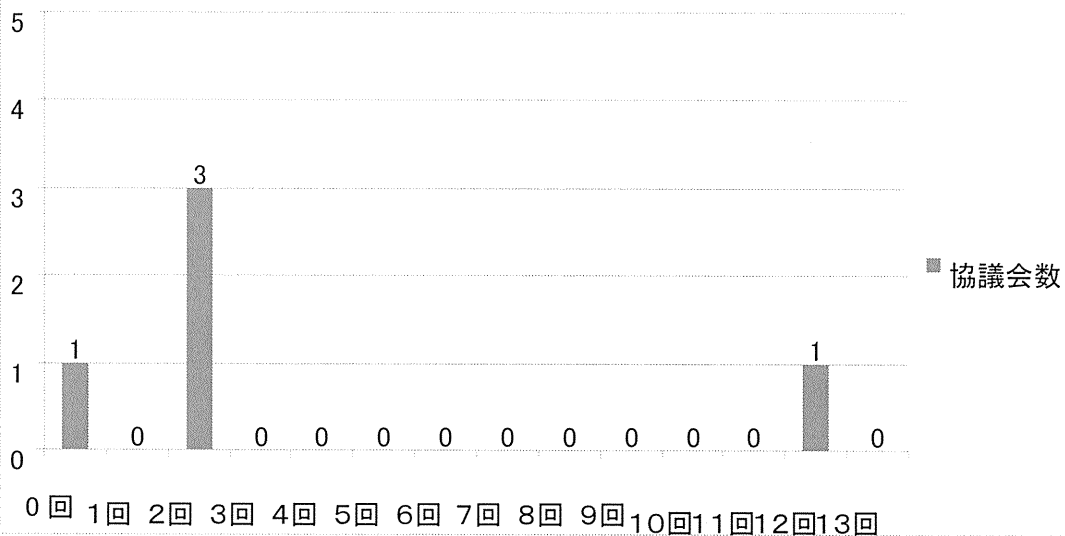


図14 地域問3 「取組みを行っている」または「取り組む必要を感じている」

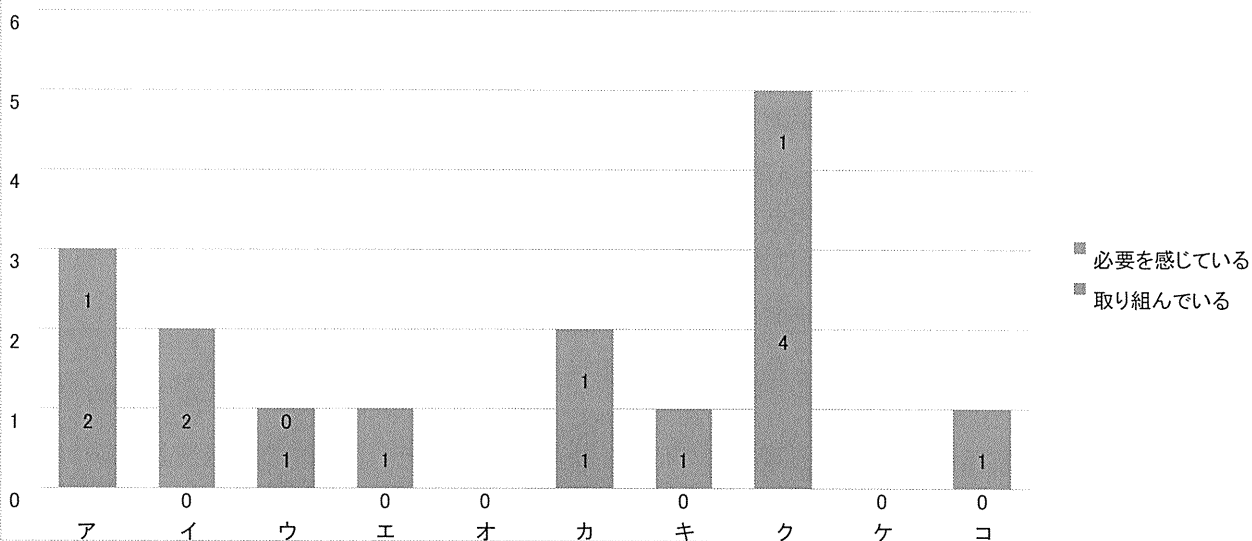


図15 地域問4 2) 評価活動を設置する場合、どのような取組みが必要だと思いますか

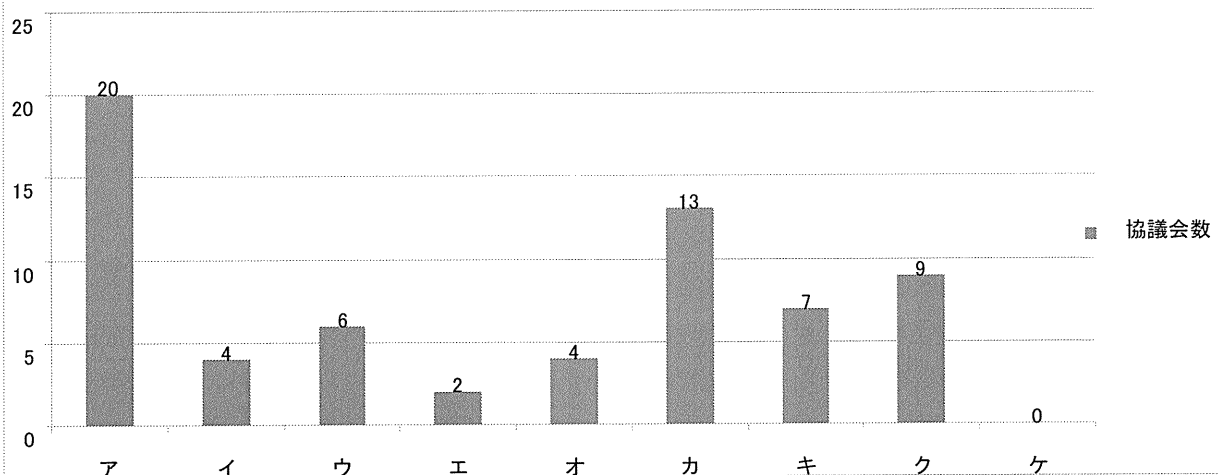


表1

問2 1) 評価活動の設置趣旨を教えてください

相談支援の充実のためには、①相談支援専門員の人員確保と質の向上(人材育成)、②地域の様々な関係機関が協働した安定的で継続性のある相談支援体制の確立が必要であるため、〇〇県自立支援協議会(H19.5設置)の下に、研修の企画・運営を通じた相談支援専門員のネットワーク化や地域の核となる人材の育成を図る「研修検討部会」(H21.4～)、様々な関係者が協働した実効性の高い相談支援体制のあり方や地域自立支援協議会の活性化等について検討する「体制検討部会」(H22.4～)を設置。

障害者福祉に携わる人材の育成。

〇〇県における障害者相談支援施策の総合的な推進を図るため。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、〇〇県における相談支援事業をはじめとする障がい福祉に関する仕組みや、障がい者の地域での自立・多様な就労等を支援する方策などを検討する場として、〇〇県障がい者自立支援協議会を設置する。

〇内の相談支援体制に関する整備方針等に関する協議。

市町村の相談支援体制の状況把握と助言、相談支援従事者の研修のあり方等を協議。

県障害者自立支援協議会からの付託事項について、調査・研究を行う(①市町村の相談支援体制の状況把握、②市町村の相談支援体制に対する支援方策の検討、③県相談支援アドバイザーの活用及び配置に係る検討、④障害者相談支援従事者等の人材育成の方策検討(WGにおいて実施))

自立支援協議会下部の専門部会「人づくり部会」において、研修の企画・運営や地域の核となる相談支援専門員等の人材育成について協議・検討する(※「評価」活動にまでは至っていない)。

相談支援事業に従事する人材の育成方針を検討する。

このアンケートで求められている評価活動と言えるかはわかりませんが、研修の充実を目的に、〇〇県障害者自立支援協議会の中に人材育成部会を、また、相談支援活動の報告を目的に〇〇県障害者自立支援協議会の中に相談支援事業ネットワーク部会を設置しています。

表2 2)評価活動の名称を教えてください

- ◆〇〇県自立支援協議会研修検討部会
- 〇〇県自立支援協議会体制検討部会
- ◆人材育成部会
- ◆〇〇県自立支援協議会 人材養成部会
- ◆〇〇県障がい者自立支援協議会
- ◆〇〇障がい者自立支援協議会
- ◆相談支援・研修部会
- ◆〇〇県障害者自立支援協議会 相談支援・研修部会
- ◆人づくり部会
- ◆〇〇県障害者自立支援協議会人材育成部会
- ◆人材育成部会
- ◆相談支援事業ネットワーク部会

表3

問3 1) それぞれの項目にどのような評価をつけたのか

評価数値	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
0									
1									
2									
3									
4									
5	1						1	1	
6	1					2	4		
7									
8	2					3	2	1	1
9							1		
10									
未回答			1		1		1		2

表4 問3 1)

ア 相談支援事業のあり方に関すること

具体的な内容

- ◆県自立支援協議会体制検討部会にて、モデル地域を設定し、「拠点的な相談支援機関」を施行的に実施。新たな相談支援体制及び自立支援協議会の活性化について検証した。
- ◆人材育成に関するビジョンの作成に向けた検討。
- ◆相談支援ガイドラインの作成。
- ◆各市町の福祉動向の把握や、相談支援活動から見た地域診断。

どのような点で

- ◆拠点的な相談支援機関の運営の効果と課題が明らかになった。
- ◆8月から検討作業を開始し、地域において指導的役割を果たしている相談支援専門員等からの意見聴取を経て、現在素案を作成中。
- ◆作成途上のため。

その要因	<ul style="list-style-type: none"> ◆県、市町、相談支援、就労機関等が連携して実施したため多角的な視点を取り込み、モデル事業の事務局会議で、運営の課題や発展させるための工夫を話し合い、実践で試しながら事業展開できたこと。 ◆〇〇県の人材育成ビジョンの作成の必要性について、関係者の合意形成ができたことによる。 ◆障害者自立支援の改正に伴う、新たな制度の内容を踏まえるため年度末に示されるであろう国からの情報を反映しようとしたため。
現状より高めるため	◆まず部会案を作成の上、より広い関係者で連携した取組ができるよう、自立支援協議会の全体会でオーソライズする必要がある。
今後の方向性	◆年度内を目途に部会案を作成し、次年度、自立支援協議会全体会に提案したい。

表5 問3 1)	<p>カ 相談支援専門員の人材育成に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「ケアマネジメントを実践できる質の高い相談支援専門員の人材養成」を目指し、相談支援専門員を中心に構成した県自立支援協議会研修検討部会で、相談支援従事者初任者養成研修及び相談支援従事者現任研修を企画・運営・評価しているが、研修以外の人材育成についても意見交換し、相談支援専門員の人材育成について広く協議している。また、この部会活動を通じて、委員のスキルアップを図り、地域のリーダーとしての養成も図っている。 ◆人材育成に関するビジョンの作成に向けた検討。 ◆県の実施する相談支援従事者研修の企画・運営に携わるとともに、地域において行政機関との調整、福祉サービス事業者とのネットワークの構築など、主体的に関わることでできる人材の育成に努めている。 ◆相談支援従事者初任者研修、現任研修の内容の検討、運営の補助。 ◆各市町の福祉動向の把握や、相談支援活動から見た地域診断。
具体的な内容	
どのような点で	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修検討部会委員が研修の講師やファシリテーター等の役割が取れるようになり、地域でも中心となり、法人の勉強会や相談支援専門員等の連絡会等の機会を通じて、相談支援専門員の資質向上に繋がっている。また、相談支援従事者初任者養成研修及び相談支援従事者現任研修の受講者アンケートの結果から、意欲の向上と実践に役立つ研修と評価を得ている。 ◆8月から検討作業を開始し、地域において指導的役割を果たしている相談支援専門員等からの意見聴取を経て、現在素案を作成中。 ◆同業者間の集まり(連絡会)による情報共有や意見交換が進んでいること。 ◆各委員の得意分野の知識を研修に活かすことができた。
その要因	<ul style="list-style-type: none"> ◆部会委員の多くが相談支援専門員であり、現場の課題やニーズを反映した研修企画、運営ができており、受講者の反応やスキルアップをダイレクトに感じることで、各部会委員の意欲に繋がっている。また、受講者と部会委員の関係が相乗効果を生み、研修がエンパワメントの場となっている。 ◆〇〇県の人材育成ビジョンの作成の必要性について、関係者の合意形成ができたことによる。 ◆事務局が目的をしっかりと持ち、コンスタントに会合を開催したこと。

現状より高めるため	<ul style="list-style-type: none"> ◆部会活動そのものが部会委員の人材育成になっていることから、構成員の一部を入れ替えるなど、地域の相談支援専門員が経験できる機会を作り、経験した相談支援専門員が地域に増えるようにしていく。 ◆まず部会案を作成の上、より広い関係者で連携した取組ができるよう、自立支援協議会の全体会でオーソライズする必要がある。 ◆委員構成を広げること。各委員の一層の主体的参加。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆部会の役割が増え部会委員に求められる役割や部会活動に従事する時間も増えている。効率的な部会運営と役割の再整理をすることで負担の軽減を図りたい。 ◆年度内を目途に部会案を作成し、次年度自立支援協議会全体会に提案したい。 ◆相談支援専門員のキャリアパス要件が不明確。 ◆相談支援専門員はひとつの事業所に一人しかいないことが多く、日頃の相談業務に手一杯で研修等の自己研鑽まで余裕がないことが多い。 ◆法人の都合(人事等)に左右されがち。 ◆今後見込まれる、新規相談支援事業者の一定スキルと倫理感の担保。

<p>表6 問3 1)</p> <p>具体的な内容</p>	<p>キ 相談支援専門員の研修に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「ケアマネジメントを実践できる質の高い相談支援専門員の人材養成」を目指し、相談支援専門員を中心に構成した県自立支援協議会研修検討部会で相談支援従事者初任者養成研修及び相談支援従事者現任研修を企画・運営・評価している。 ◆平成23年度は特に相談支援従事者初任者研修の企画・立案を重点的に実施。 ◆相談支援従事者研修・サービス管理責任者研修の企画・研修を効果的に実施するため、研修体系について検討。 ◆相談支援従事者研修等の内容、スケジュールの評価。 ◆相談支援専門員に対する研修のあり方について協議する。 ◆障害者相談支援従事者等の人材育成の方策の検討。 <p>※現在 ワーキンググループで活動報告を取りまとめているため、以下は未回答とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆既定の相談支援従事者研修(初任者・現任)の他、スキルアップ研修などを積極的に開催し、相談支援従事者の資質の向上及び人材の発掘・育成に努めている。 ◆相談支援従事者の研修の実施方法について。 ◆相談支援従事者のブラッシュアップ研修。 ◆相談支援従事者初任者研修、現任研修の内容の検討、運営の補助。
どのような点で	<ul style="list-style-type: none"> ◆部会委員の多くが相談支援専門員であり、現場の課題やニーズを反映した研修企画、運営ができています。また、部会が主催する研修以外にも、部会委員の意見を聞くことで、実践的な研修を提供することに繋がっている。 ◆「支援の原点に戻る」ということをテーマに「自立とは?」「支援とは?」考えるパネルディスカッション等の新たな取組を実施、多数の受講者から好評を頂いた。

	<ul style="list-style-type: none"> ◆サービス管理責任者の資質の向上・相談支援専門員とサービス管理責任者の連携強化。 ◆研修内容やスケジュール等の評価にあたり、十分に吟味する時間等の余裕がなかった。 ◆相談支援専門員が自らの研修の企画に携わる事の有用性が再確認された。 ◆国の指導者養成研修を受講した者が、県研修の企画・運営に携わるという流れが定着してきたこと。 ◆次年度以降の国研修への派遣候補者の選定につなげられる目処が見つかったこと。 ◆研修の実施方法等の改善が図られた。 ◆ブラッシュアップ研修の予算化が図られた。 ◆各委員の得意分野の知識を研修に活かすことができた。
その要因	<ul style="list-style-type: none"> ◆部会委員の多くが相談支援専門員であること。 ◆身近な事例を用いた個人作業やグループワークを実施したこと。 ◆県内の中核となる相談支援専門員が日頃大切にしている思い等をパネルディスカッション形式で受講者に伝えたこと。 ◆〇〇市の〇〇氏にお越しいただき、受講者に対して自身の経験談や日頃大切にしていることを伝えていただいたこと。 ◆サビ管も相談支援従事者初任者研修を五日間受講するように研修体系を見直し・相談支援従事者現任研修と同時にサービス管理責任者現任研修を実施。 ◆東日本大震災の影響により、災害対策事業等に係る協議・評価に重点を置いた等による。 ◆自身の課題やニーズについて考えること自体が気づき、学びの機会となるため。 ◆県研修の講師・ファシリテーター自身のレベルが向上してきたこと。 ◆事務局が目的をしっかりと持ち、コンスタントに会合を開催したこと。
現状より高めるため	<ul style="list-style-type: none"> ◆研修を企画・運営する立場で研修評価をすることは透明性、客観性に欠けている為、学識経験者等を構成員に加える等、評価機関や指標を検討する必要あり。 ◆今年度の成果を検証し、次年度以降の研修内容に反映すること。 ◆その他の研修についても、テーマ設定を行い、研修内容の充実を図ること。 ◆相談支援従事者初任者研修への試験制度の導入。 ◆相談支援従事者初任者・現任研修の委託先との連携をより深める。 ◆委員構成を広げること。各委員の一層の主体的参加。
今後の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ◆部会の役割が増え部会委員に求められる役割や部会活動に従事する時間も増えている。効率的な部会運営と役割の再整理をすることで負担の軽減を図りたい。 ◆相談支援従事者研修以外の研修については十分議論ができなかったため、ビジョンにおいて部会の役割を明確にした上で、効果・効率的な研修の実施に向けた取組を実施する。

	<p>◆相談支援従事初任者研修を基礎研修として位置づけて、広く受講を募っていくのか、ある程度知識がある人を対象として、受講生を限定していくのか方向性が決まっていない(相談支援専門員の育成の必要性と受講生の質の低下の問題)。</p> <p>◆今後の研修検討にあたっては障害者自立支援法の一部改正を踏まえ、研修等を検討するとともに評価を実施する必要がある。</p> <p>◆県の予算(シーリング)の問題。</p> <p>◆法人の都合(人事等)の問題。</p> <p>◆今後見込まれる、新規相談支援事業者の一定スキルと倫理感の担保。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表7 問3 1)	ク 地域の社会資源に関すること(地域診断に関することも含めて)
具体的な内容	<p>◆市町村の相談支援体制の状況調査。</p> <p>◆各市町の福祉動向の把握や、相談支援活動から見た地域診断。</p>
どのような点で	◆平成23年度は大きな活動なし(平成22年度に、市町村及び相談支援事業所を対象に調査を実施)。
その要因	◆平成23年度は大きな活動なし(平成22年度に、市町村及び相談支援事業所を対象に調査を実施)。
現状より高めるため	
今後の方向性	

表8 問3 1)	ケ その他
取組み名	<p>◆個別支援計画の参考様式の作成。</p> <p>◆地域移行状況調査。</p> <p>◆県障害者自立支援協議会からの付託事項について、調査・研究を行う。 ①市町の相談支援体制の状況把握。②市町の相談支援体制に対する支援方策の検討。③県相談支援アドバイザーの活用及び配置に係る検討。④障害者相談支援従事者等の人材育成の方策検討(WGにおいて実施)。</p>
具体的な	<p>◆県内の入所施設や病院にいる障がい者の地域移行状況調査結果の評価。</p> <p>◆①市町の相談支援体制の状況把握。②市町の相談支援体制に対する支援方策の検討。③県相談支援アドバイザーの活用及び配置に係る検討。 ※記入欄Aと同じく、相談支援・研修部会での取りまとめ中のため、未回答とさせていただきます。</p>
どのような点で	◆政策目標に対して現状がどのような状況にあるか評価することができた。
その要因	◆地域移行者の状況が数値で把握できるため評価しやすい。
現状より高めるため	
今後の方向性	◆第3期障がい福祉計画を策定予定であることから、今後はこの計画の進捗状況の評価に努めていきたい。

表9 問3 2) ア 相談支援事業のあり方に関すること	
どのような点で必要だと思いますか	◆相談支援制度の大幅改正に伴い、障害のある方たちの地域生活支援に重要な役割を担う相談支援が、十分にその機能を果たせるよう、県としてどのような取組みを行っていくか検討する必要がある。
	◆障害自立支援法の一部改正により相談支援が充実・強化されることから、県全体として相談支援事業のあり方等を検討・評価していく必要がある。
取組み時期について	都道府県数
取組む予定がある	0
検討中	2
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表10 問3 2) イ 相談支援事業者の評価に関すること～評価基準がある	
どのような点で必要だと思いますか	◆事務指導監査等で事務処理上の指導はしているが、今後一般相談支援事業者の指定を行う責任として、必要な能力や役割を果たしているか等の活動の中身を把握しておく必要がある。
	◆関係する機関、事業所とどの程度連携した活動が行われているのか、また、支援内容が適切かどうか客観的な評価が必要と考えるため。
取組み時期について	都道府県数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い	1
予定が無い要因	サービス利用計画作成対象の拡大に伴う量的確保が喫緊の課題であるため

表11 問3 2) エ 相談支援専門員の評価に関すること～評価基準がある～	
どのような点で必要だと思いますか	◆相談支援専門員の養成や一般相談支援事業者の指定を行う責任として、把握しておく必要がある。
取組み時期について	都道府県数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い *	0
*の要因	

表12 問3 2) ク 地域の社会資源に関すること(地域診断に関することも含めて)	
どのような点で必要だと思いますか	◆県自立支援協議会の活性化と地域自立支援協議会と連動性させていくためにも必要となる。
	◆県内全域の社会資源について整理されたものがないため
取組み時期について	都道府県数
取組む予定がある	0

検討中	2	
取組む予定が無い*	0	
*の要因		

表 13 問3 3) 取組みの有無にかかわらず必要が無いと思われる内容について

項目	記号	都道府県数
相談支援事業のあり方に関する事	ア	0
相談支援事業者の評価に関する事～評価のための基準(評価シートなど)がある	イ	0
相談支援事業者の評価に関する事～評価のための基準(評価シートなど)は特にな	ウ	0
相談支援専門員の評価に関する事～評価のための基準(評価シートなど)がある	エ	0
相談支援専門員の評価に関する事～評価のための基準(評価シートなど)は特にな	オ	0
相談支援専門員の人材育成に関する事	カ	0
相談支援専門員の研修に関する事	キ	0
地域の社会資源に関する事(地域診断に関する事も含めて)	ク	0
その他	ケ	0
積極的に必要が無いとする活動項目は無い	コ	7
	未回答	3

表 14 問4 1) 設置の必要性について

項目	都道府県数
必要性を感じており設置の予定がある	2
必要性を感じているが、設置の予定はない	8
必要性を感じていない	0

表 15 問4 1) ① 設置の必要性を感じており、今後設置の予定がある

ア どのような点で必要だと思いますか

◆相談支援従事者研修の企画、運営。

◆地域自立支援協議会の実態把握評価、県全体の相談支援体制の評価検討、県が実施する研修の内容等の評価検討。

イ 設置の時期

	都道府県数	
設置予定	1	平成 24 年 4 月頃設置予定
検討中	1	

表 16 問4 1) ② 設置の必要性を感じているが、設置の予定はない

ア どのような点で必要だと思いますか

◆相談支援事業所によっては、相談の受け方、相談支援のやり方等にばらつきがあるため、県内の相談支援事業所の質を一定の水準に保つ必要から、相談支援事業所を評価する機関は必要だと感じている。

◆基本的には、各地域の自立支援協議会等で相談支援事業等について検討いただいていると考えているが、地域によって相談対応者のレベル(専門性)、相談支援事業所(窓口)の対応(24時間・365日)にバラつきがあり、改善を図る必要があると考えるため。

- ◆相談支援事業のあり方について、検討するために必要と思う。
- ◆県地域自立支援協議会で検討することとなっているため評価活動は必要だと考えている。
- ◆相談支援事業所の評価が必要だと感じるため。
- ◆今後、相談支援事業が強化される中で事業者及び相談支援専門員の「質」(スキル)が求められる事業者が増えていくと思われる)中で、相談支援事業の質を担保する上で評価しチェックを行う必要あり。
- ◆相談支援専門員の養成や人材育成を客観的に把握するため、地域における社会資源の整備状況やネットワークにおける支援での弱さ、あるいは強さを地域の中で共通し、地域の状況を意識した支援が必要であるため。
- ◆相談支援事業所の標準化(利用者がどこの事業所に相談しても、一定レベル以上の対応が行われる体制をとるべき)
 - ・相談支援専門員の標準化及び人材育成(どんな人材が必要とされているかを把握し育成する)を行うためには、現在の活動を一定の基準で評価することで、各事業所の状況を把握し、対処方法がある程度明らかとなると考えるため。
- イ 設置されない要因はどのようなことだと思いますか
 - ◆一定の評価指標の設定が困難なため。
事業所として評価するというのではなく、個々の相談事業者及び相談支援専門員の質の向上を図るための人材育成を充実していきたい。ただし、国の制度改正の状況を踏まえながら検討することも考えられる。
 - ◆各市町の財政等にも関わることであり、法令上、市町が障害者の相談支援を行うこととされていることから、どこまで県が入り込むべきか懸念されるため。
 - ⇒ あまり県が入り込むと、市町の主体的、独創的な対応が望めないのではないかと考える。
 - ◆実際の体制が、評価活動が行えるようなものになっていない。
 - ◆現在、現任研修等で相談員の振り返りを演習の中に取り入れているため、今のところこの研修で対応していきたい。
 - ◆相談支援事業は評価が難しい事業であり、具体的な基準もなく設置が困難。
 - ・評価をする人選も難しい。
 - ・評価をした後のフォローアップが重要だと考えるが、スーパーバイザー等の人材不足(予算の確保も困難)。
 - ◆評価の尺度や基準が整備できていないため。
 - ◆本県の場合、今年度後半に漸く、県自立支援協議会の相談支援事業所部会の中に、相談支援専門員の初任研・現任研の検討チームを立ち上げたところであり、人材育成について検討していく中で、今後事業所の評価という視点も入れていく予定である。これまでは、人材育成や事業所の在り方等についての議論が余りなされていなかったため、評価活動の段階までたどり着いていない状況である。

表17 問4 2)

ア どのような点で必要だと思いますか

- ◆各相談支援事業所の取り組みについて、意見交換を行うとともに、「あるべき姿」を模索しながら全体のレベルアップを図るため。
- ◆今後、地域において相談支援事業については、そのあり方がますます重要となる為。
- ◆地域自立支援協議会の活動状況を把握・評価することにより、県全体の相談支援体制のあり方等について検討する。
- ◆相談支援事業者の標準的な(基本的な)在り方・役割という基本事項の共有が必要(特に相談支援が弱い(直接支援が主となっている)事業所向けに)。

イ どのような点で必要だと思いますか

- ◆評価のためのツールがあれば、偏った評価にならず、公平に評価しやすいため。
- ◆評価をする上での客観的な尺度がないと統一的な評価ができない。
- ◆相談支援事業者として、業務が標準化されているか否かの確認, 得意とする分野の確認などができれば, 事業展開や人材育成(研修含む)・人員配置の参考になると考えます。

ウ どのような点で必要だと思いますか

- ◆今後事業者が増えてくると思われるため。

エ どのような点で必要だと思いますか

- ◆評価のためのツールがあれば、偏った評価にならず、公平に評価しやすいため。
- ◆評価をする上での客観的な尺度がないと統一的な評価ができない。
- ◆相談支援専門員のスキル(経験も含め)の状況を確認することで、各事業者の人員配置(例. 経験年数的に若いスタッフだけで構成されていないか、スーパーバイズが行われる体制がとられているかなど)を検証する上で、有効な資料となる。

オ どのような点で必要だと思いますか

- ◆今後、自己研さんしていない相談員が増えてくると思われるため。

カ どのような点で必要だと思いますか

- ◆県内の相談支援専門員を一定のレベルまでもっていくには、人材育成の取り組みが必要だと思う。
- ◆各事業所のOJTなどの人材育成方法といった情報交換などを行い、また、人材育成にかかる支援施策、社会資源の研究・開発を図るため。
- ◆サービス利用計画の作成が必須になるため、人材の確保、また、従事者の資質の向上を図る必要を感じています。
- ◆地域における相談支援事業の実態を把握・評価し、必要となるスキル等を研修内容に反映させることにより、より効果的な人材の育成を図る。
- ◆地域において、計画・相談を担う相談支援専門員の量的な拡大と、質的な向上が求められているため。
- ◆事業者(法人)が、相談支援専門員としての人材育成(適材の配置も含め)を行っていることの評価が重要と考える。(法人によっては、他の事業に従事する職員のスキルアップの一環として(若手職員に経験をつませるために)相談支援事業所に配属させているケースも見受けられる。)

キ どのような点で必要だと思いますか

- ◆これまで県外の専門家による支援に頼っており、県内関係者のみでの研究、推進が必要と考えるため。
- ◆研修内容の向上、専門コース別研修への対応などのため、現任者のニーズを踏まえた研修を実施する必要があると感じています。また、研修の実施を通じ、企画運営にかかわる現任者の資質向上が期待できると思っています。
- ◆相談支援専門員の資質向上については県の責務であり県地域自立支援協議会の検討事項である為。
- ◆地域における相談支援事業の実態を把握・評価し、必要となるスキル等を研修内容に反映させることにより、より効果的な人材の育成を図る。
- ◆人材育成には、OJTに加え、所外研修も重要と考える。
また、受講するだけでなく、法定研修のファシリなど、県の研修体系にも参加するような機会があった方が、圏域の人材が育成され、連携体制も整備されるものとする。

ク どのような点で必要だと思いますか

- ◆各地域の地域診断は現任研修で行っているが、やはり自分たちの地域の強み、弱み、課題を把握することは重要。
・課題に対して、解決する手法のフォローアップ体制も必要。
- ◆地域における社会資源について、共通した認識が必要なため。
- ◆個別事例から社会資源開発にいたったケースの有無やそのプロセスの評価があれば、地域自立支援協議会の評価にもつながり、自立支援協議会が停滞している場合の原因(状況)がある程度究明できる。

ケ どのような点で必要だと思いますか

回答なし

表18 問5 1) 都道府県内の地域における評価活動の設置状況について

項目	都道府県数
すべての地域の設置状況について把握している	7
一部の地域の設置状況について把握している	5
地域の設置状況について把握していない	7
未回答	1

表19 問5 1) 「① すべての地域の設置状況について把握している」都道府県

項目	都道府県数
ア 地域自立支援協議会の組織の一部として設置されている地域がある	3
イ 地域独自の評価活動として設置されている地域がある	1
ウ 都道府県内の地域で評価活動を行っている地域は全くない	3
その他	1

ウを選択後、欄外に以下の記載あり。「県内の協議会の部会設置状況は把握しているが、評価を行っているかどうかは不明(ケース検討会等は行っている協議会はあるが)」

表20 問5 1) 「② 一部の地域の設置状況について把握している」都道府県		都道府県数
	項目	
ア	地域自立支援協議会の組織の一部として設置されている地域がある	4
イ	地域独自の評価活動として設置されている地域がある	0
その他	3人いるアドバイザーが、各地域を回っておりそこから話を聞いている。 ・組織の一部ではない ・評価活動として設置されているわけではない	1

表21 問5 1) 「③ 地域の設置状況について把握していない」都道府県		都道府県数
	項目	
ア	把握する必要性を感じており、今後把握する予定がある	2
イ	把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない	3
ウ	把握する必要性を感じていない	2

表22 問5 1) ③	
ア	把握する必要性を感じており、今後把握する予定がある
○	どのような点で必要だと思いますか
◆	各地域の状況を把握、評価することにより、県全体の相談支援体制のあり方等について検討する。
○	把握する時期について
①	把握する時期が予定されている 0
②	検討中 2
イ	把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない
○	どのような点で必要だと思いますか。
◆	地域ごとの人材育成の取り組みがあるとよいと思うので
◆	把握できる体制構築を検討中
◆	各地域における、自立支援協議会の活動状況について、把握しているが自らの地域をどのように認識しているのかを知り地域の支援を行うため。
○	どのような要因で、把握する予定が立てられないのですか。
◆	県の人材育成部会(H24.4 設置予定)で検討したい。
◆	把握できる体制構築を検討中。
◆	地域の自立支援協議会が、協議会の評価をする時期なのか否か、判断が難しく、各地域によって時期も違うため。
ウ	把握する必要性を感じていない
○	どのような点で把握の必要性を感じていないのですか。
◆	相談員の養成は県の事業として考えているため、まずは県で評価活動を実施することが必要だと感じているため。
◆	市町、相談支援事業者、住民からの要請(例えば、「相談支援事業所を評価してほしい」というような)が挙げられない。

表23 問5 2) 地域における評価活動の取り組み内容について

項目	都道府県数
① すべての地域の取り組みの内容を把握している	2
② 一部の地域の取り組みの内容を把握している	8
③ 取り組み内容については把握していない	8
未回答 未回答	2

表24 問5 2) 「③ 地域における評価活動の取り組み内容について把握していない」都道府県

項目	都道府県数
ア 把握する必要性を感じており、今後把握する必要がある	1
イ 把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない	4
ウ 把握する必要性を感じていない	3

表25 問5 2) ③

ア 把握する必要性を感じており、今後把握する必要がある

○どのような点で必要だと思いますか

回答なし

○把握する時期について

時期が予定されている 0

検討中 1

イ 把握する必要性を感じているが、今後把握する予定はない

○どのような点で必要だと思いますか

◆地域ごとの人材育成の取り組みがあるとよいと思うので。

◆把握できる体制構築を検討中。

◆評価活動内容については、地域の特徴を生かした取り組みが必要であると考えますが、尺度や基準であれば国または県レベルで整備し、客観的な指標が必要であるため。

◆地域課題の確実な把握。

○どのような要因で、把握する予定がたてられないのですか。

◆県の人材育成部会(H24.4 設置予定)で検討したい。

◆把握できる体制構築を検討中。

◆地域自立支援協議会として、評価活動を行っている自治体が無い。

◆地域自立支援協議会の意識体制が整わない。

ウ 把握する必要性を感じていない

○どのような点で把握の必要性を感じていないのですか

◆地域における個別の評価については地域で実施し、県は広域的な視点での状況把握・評価を行う。

◆まずは県が実施しなければならないと感じているため。

◆市町、相談支援事業者、住民からの要請(例えば、「相談支援事業所を評価してほしい」というような)が挙げられない。

表26 地域問2 1) 評価活動の設置趣旨

◆相談支援事業者による支援については、社会福祉事務所が全ケースを把握し、処遇方針を立てているが、社会資源等や相談支援の体制等について意見交換し、より良いサービス体制を整えるために意見をまとめる場としている。

◆各々の法律の中で行なわれてきた相談支援事業であったため、障がい分野が異なることで、考え方もアプローチの仕方も様々であった。また、相談員の配置は1人という事業所が多く、相談援助技術の継承が難しい状況にあった。そこで、毎月の相談活動を報告する場を設けることで、他の相談員の活動を参考にしたり、お互いに評価しあって、相談援助技術を向上させることをねらった。

◆主として解決困難な事例などについての検討を行い、相談支援事業所の負担の軽減とよりよい相談支援の実施を行うため。

◆協議会設置目的:障害者が地域で安心して生活できるよう相談支援事業を適切かつ効果的に実施するため、関連分野の関係者からなる協議の場を設け、相互のネットワークの構築を図る。

◆自立支援協議会の機能として相談支援事業所の評価が位置付けられているため。

表27 地域問3 1) 現在取組みを行っている内容について

項目	記号	協議会数
相談支援事業のあり方に関すること	ア	2
相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)がある	イ	0
相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)は特にな	ウ	1
相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)がある	エ	0
相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準(評価シートなど)は特にな	オ	0
相談支援専門員の人材育成に関すること	カ	1
相談支援専門員の研修に関すること	キ	0
地域の社会資源に関すること(地域診断に関することも含めて)	ク	4
その他	ケ	0
具体的に取り組んでいる活動はない	コ	0

表28 地域問3 1) それぞれの項目にどのような評価をつけたのか

評価数値	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ
0									
1									
2									
3									
4	1								
5	1		1					1	
6								2	
7						1			
8									
9									
10									

未回答								1
-----	--	--	--	--	--	--	--	---

表29 地域問3 1) ア 相談支援事業のあり方に関すること	
具体的な内容	◆地域との調整のあり方など。 ◆相談支援専門員から難事例を提供して頂き、相談ワーキング全体で検討し、今までの支援の経過についての意見聴取及び今後の支援の在り方についてのアドバイスを受ける。
どのような点で	◆相談支援事業所による相談支援については、そのあり方を今後検討していく必要があると考えるため。 ◆今後の支援の在り方についてのアドバイスを受けるが、難事例は検討しても難事例のままであることが多く、なかなか突破口が開けないことが多いため。
その要因	◆相談支援事業所の活動を客観的に評価する基準がない。
現状より高めるため	◆具体的な評価基準の作成。
今後の方向性	

表30 地域問3 1) ウ 相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準は特にはない	
具体的な内容	◆相談支援実績に対する自立支援協議会委員の意見聴取。
どのような点で	◆前年度と比較し特に変化がなかった。
その要因	◆評価活動内容が現状の共有にとどまり、課題や改善策に言及するところまでできていないため。
現状より高めるため	◆明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
今後の方向性	◆自立支援協議会の現状は、「自立支援協議会とは何か」を委員が模索している段階。相談支援事業の目指すべきモデルも未だイメージできていない状況。 ◆自立支援協議会での評価活動が適切に行えたとしても、それだけで効果を高めることは難しく、県の研修体系整備とスーパーバイザーとなれる人材の養成が必要であると思われる。

表31 地域問3 1) カ 相談支援専門員の人材育成に関すること	
具体的な内容	◆毎月の活動報告(件数含む)を実施。 ◆その月の処遇困難ケースを取り上げ、他の相談員からアドバイスをもらう。
どのような点で	◆事業所によって相談援助技術に差があったが、他の相談員の活動内容を目の当たりにすることで、取り組む姿勢に変化が見られた。
その要因	◆自身の相談活動を報告することは、他の相談員から相談援助技術の評価を受けることになり、1名体制の事業所であっても、ベテラン相談員からの助言を受けることができ、相談援助技術の継承が可能となった。
現状より高めるため	◆今後、地域相談支援事業及び障害児相談支援事業の開始により、相談支援事業者が増加すると思われるが、適正なサービス等利用計画の作成が出来る

	よう、チェック機能を持たせる等して、技術の向上に努めたい。
今後の方向性	◆新規の相談支援事業者の資質向上を考えていく必要あり。そのためには、部会の持ち方を見直す必要がある

表32 地域問3 1) ク 地域の社会資源に関すること（地域診断に関することも含めて）	
具体的な内容	<p>◆必要な社会資源についての提言。</p> <p>◆毎月の活動報告から見えてくる地域課題を、「課題の整理表」にまとめ、各専門部会（子ども部会・暮らし部会・しごと部会）に報告する。</p> <p>◆既存の地域生活支援事業などについての検討を行い、より使いやすい制度へと変更するための検討を行ったり、事業実施についてのガイドラインの検討を行ったりした。</p> <p>◆相談支援事業の実施状況・地域課題等について協議会全体会の中で運営評価を行う。平成23年度については、震災の影響でまだ協議会の開催ができないでいる状況。</p>
どのような点で	<p>◆提言により整備された資源がないため。</p> <p>◆地域課題を専門部会に投げかけることで、当事者ニーズ中心の部会運営をするという意識が高まった。また、地域の現状をもっと詳しく知ろうとする意識が高まり、障害福祉サービスの利用実態調査を実施する部会も出てきた。</p> <p>◆制度改正については様々な方からの意見を聴取することでより実情に沿ったものへと変えることができたと思う。</p>
その要因	<p>◆市の地域自立支援協議会から県等へ意見を上げていくシステムの機能が低い。</p> <p>◆課題の整理表を作成したことで、地域課題が客観的に見て分かりやすくなった。</p>
現状より高めるため	<p>◆・地域の意見を県等へあげて具体化していくルートを明確化。 ・各地域自立支協議会からの意見の公表等の実施。</p> <p>◆「誰が見ても分かりやすい課題の整理表」を目指して、再考する必要あり。</p> <p>◆忌憚のない意見を出して頂くことで、制度上の問題点などを浮き彫りにできればよいと思う（陳情合戦にならないように注意しなければならないと考えるが）。</p>
今後の方向性	◆課題が多岐にわたり過ぎて、どの課題を優先して協議すべきか悩んでしまう部会があるので、優先順位を付ける基準を設ける必要があると考える。

表33 地域問3 2) ア 相談支援事業のあり方に関すること	
どのような点で必要だと思いますか	<p>◆</p> <p>・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。</p> <p>・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。</p>
取組み時期について	協議会数

取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い *	0
*の要因	

表34 地域問3 2) イ 相談支援事業者の評価に関すること～評価のための基準がある

◆現在、相談支援事業者を評価する明確な手立てがない。人材育成のためだけでなく、委託相談支援事業に新規参入事業所があった場合などにも活用できる。

どのような点で必要だと思いますか

- ◆
- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
 - ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	2
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表35 地域問3 2) エ 相談支援専門員の評価に関すること～評価のための基準がある

- ◆
- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
 - ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

どのような点で必要だと思いますか

取組み時期について	協議会数
取組む予定がある	0
検討中	1
取組む予定が無い*	0
*の要因	

表36 地域問3 2) カ 相談支援専門員の人材育成に関すること

- ◆
- ・明確な評価基準があれば相談支援事業のあるべき姿のモデルがイメージしやすく、評価も行いやすい。
 - ・広域で同じ基準で評価できるようであれば、利用者が他の事業所と比較検討する材料となり得る。

どのような点で必要だと思いますか